

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ対応について

1 発生状況等

(1) 海外

- ・欧米やアジアでの流行に加え、南極のペンギンでも確認されるなど、世界的な流行が拡大。

(2) 国内

- ・令和4年秋からの昨シーズンは、過去最多となる84事例で約1,771万羽が殺処分対象。
- ・令和5年秋からの今シーズンは11月25日の佐賀県での初発生以降、これまで、9県10事例が発生し、約79.3万羽が殺処分対象。
- ・野鳥からウイルスが確認されていない県で発生するなど、環境中のウイルス量は依然として高い状況。
- ・国は、発生事例に関する現地疫学調査の概要を報告（令和5年12月）
 - 一部の従業員や外部事業者の衛生対策が不徹底
 - 敷地内の死亡カラスからウイルス陽性
 - 鶏舎の破損や隙間の存在と野生動物の侵入
 - 再発した事例では、改善措置の継続した実効性が担保されずといった状況が確認されたことを踏まえ、発生防止のための提言を出した。

(3) 道内

- ・令和4年4月以降、家きん飼養農場で9事例が発生し、国、自衛隊、関係団体等の人的支援、物的支援を受け、殺処分、埋却等の一連の防疫措置を実施し、まん延防止。
- ・令和5年秋からのシーズンは、令和6年4月18日現在、家きん飼養農場では未発生。

2 発生の未然防止に向けた取組

(1) 家きん飼養農場における自己点検及び侵入防止対策の徹底を指導

- ・リスクシーズンに入る前の9月までに、立入指導等により、注意喚起や毎月の自己点検（消毒や野生動物の侵入防止に係る7項目）、不備があった場合の改善等の侵入防止対策について、徹底するよう指導。

また、野鳥においてウイルスの初確認後、速やかに、国の提言を受けた通知を発出するなど、繰り返し丁寧に指導。

(2) 飼養衛生管理技術の発信

- ・各養鶏場が実施している、侵入リスクの低減に向けた効果的な取組について、工夫しているポイントとともに整理した事例集を作成し、関係者への配付や、SNSを活用して広く周知するほか、野鳥のウイルス感染確認時等、注意喚起とともに繰り返し情報発信。

(3) 野鳥の回収場所周辺への対応

- ・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染確認地点を中心に、半径3 km以内に所在する農場(100羽以上飼養)に対し、速やかに異常の有無を確認し、侵入防止対策の徹底を指導。

(4) 農場の定期的なモニタリング検査（臨床検査・抗体検査等）

3 発生に備えた取組

(1) 危機管理体制の維持

- ・本庁及び（総合）振興局において警戒本部を継続設置し、定期的に幹事会を開催して危機管理意識を共有。
- ・各ストックポイントの防疫資機材の補充のほか、発生時の対応を踏まえて拡充するとともに、随時点検等の管理を実施。

(2) 防疫協定の締結等

- ・防疫資材の供給や貸与、殺処分用炭酸ガスの輸送、埋却作業及び消毒ポイントでの消毒作業などについて企業や関係団体と防疫協定等を締結。

(3) 農場ごとの防疫計画の点検と見直し

- ・防疫計画について、大規模農場での防疫対応時の従業員の動線等も含めた点検と見直し。

(4) 防疫訓練・演習の実施

- ・本日（4月18日）、本庁対策本部指揮室設置訓練を実施。
- ・各(総合)振興局において、机上及び実地形式で防疫演習や訓練を実施。